

広島県人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月十三日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二十五号

広島県人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則

広島県人事委員会傍聴規則（昭和六十年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「撮影機、録音機」を削り、同条に次の一項を加える。

2 撮影機、録音機を携帯した者は、傍聴席に入場することができない。ただし、特に主宰者の許可を得た場合は、この限りでない。

第六条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条に次の一項を加える。

2 傍聴人は、撮影、録音等をしてはならない。ただし、特に主宰者の許可を得た場合は、この限りでない。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第二条関係）

（表）

平成 年 月 日
広島県人事委員会傍聴券
第 号
広島県人事委員会

（注意）裏面の記事を一読してください。

(裏)

広島県人事委員会傍聴規則(抜粋)

(遵守事項)

第六条 傍聴人は、傍聴席においては、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 口頭審理等の言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと
  - 二 飲食又は喫煙をしないこと
  - 三 私語、かん声、放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと
  - 四 所定の傍聴席以外の場所に立ち入り、又はみだりに傍聴席を離れないこと
  - 五 主宰者の指示に反する行為をしないこと
  - 六 その他会場の秩序を乱し、又は口頭審理等の妨害となるような行為をしないこと
- 2 傍聴人は、撮影、録音等をしてはならない。ただし、特に主宰者の許可を得た場合は、この限りでない。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。